



各 位

平成23年9月15日

会 社 名 ルーデン・ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 西岡 孝
(JASDAQ・コード1400)
本社所在地 東京都新宿区西新宿七丁目22番36号
問合せ先 取締役管理部門管掌兼管理本部長兼
経営企画室長 佐々木 悟
(電 話 : 03-5332-5374)

訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 4 月 19 日付の「当社元代表取締役および日本メディカルケア社（当時 A I F G 社）に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせいたしました訴訟の提起の判決が言い渡され、本日判決文が送達いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 訴訟の原因及び判決に至った経緯

当社は、平成 23 年 4 月 19 日付の「当社元代表取締役および日本メディカルケア社（当時 A I F G 社）に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、平成 20 年 5 月 28 日に当社の元代表取締役福岡浩二氏（当時、取締役）により日本メディカルケア株式会社（当時 A I F G 株式会社）に出金された 2 億円につきまして、当社の正式な手続きを経ていない出金であり、実体的な取引関係がないにもかかわらず、当社の再三にわたる返還請求に応じないため、福岡浩二氏および日本メディカルケア株式会社に対し、2 億円の返還を求めて、損害賠償等請求訴訟を提起し、判決を言い渡されたものです。なお、福岡浩二氏においては分離公判とし、現在係争中であります。

2 当該訴訟の判決があった裁判所及び年月日

東京地方裁判所 平成 23 年 9 月 12 日

3. 当該訴訟を提起した者（原告）

ルーデン・ホールディングス株式会社（当社）

4. 当該訴訟を提起した相手（被告）

日本メディカルケア株式会社（当時 A I F G株式会社）
本店所在地 東京都千代田区永田町二丁目10番2号
代表者の役職・氏名 代表取締役 香取 文隆

5 判決の内容

被告は、適式な呼び出しを受けながら、本件口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面を提出しないから、請求原因事実を争うことを明らかにしないものとして、これを自白したものとみなすとして下記の判決が言い渡されました。

- ・被告は、原告に対し、2億円及びこれに対する平成23年5月31日から支払済みまで年5分の割合による金員を払え。
- ・訴訟費用は被告の負担とする。
- ・この判決は仮に執行することができる。

今後の見通し

本件については当社としての対応を顧問弁護士等と協議しております。よって、業績に対する影響については現時点では未定であります。確定次第お知らせいたします。

以 上